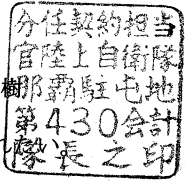


公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊那覇駐屯地  
第430会計隊長 藤井 大樹



以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加され

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5S7Y1CT00010		5SXC1CB0012 0001					
品名 または 件名							
八重瀬分屯地浄化槽汚泥汲取 ほか5件							
部品番号 または 規格							
収集・運搬・処分							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
260,000.00	LI						
納地または工事場所				引渡場所			
各地							
搬入場所				納期または工期			
				令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)			

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること  
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊契約班、西部方面隊ホームページに掲載

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
 入札日時場所：令和7年3月12日(水) 10時30分 第430会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

## 1 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度及び令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供」で九州・沖縄地区の資格を有するものであり、D等級以上格付けされているものであること。また全省庁統一資格を申請中の場合は、申請中の旨を証明できる者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 公告の提示場所：西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)  
陸上自衛隊那覇駐屯地

## 3 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊那覇駐屯地 第430会計隊契約班、西部方面隊ホームページ

## 4 落札決定方法

- (1) 予定価格の範囲以内であり、最低の価格を見積もった者を落札者とする。
- (2) 単価（消費税抜き）により決定する。（同価の場合は抽選により決定する。）
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 5 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除  
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除  
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

## 6 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札書の氏名が不鮮明で判別し難い入札
- (3) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (4) 電話、ファクシミリ、電報等による入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

## 7 契約書等の作成

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項
  - ア 「役務請負契約条項」
  - イ 「談合等の不正行為に関する特約条項」
  - ウ 「暴力団排除に関する特約条項」
  - エ 「単価契約に関する特約条項」

## 8 その他

- (1) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。
- (2) 入札参加を希望する者は、令和7年3月10日(月) 17時00分までに資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）及び市場価格調査書を提出（FAX可）すること。
- (3) 入札に関する委任を受ける者は、入札執行の前に委任状を提出すること。
- (4) 入札書を郵便等により提出する場合は、入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継目に封緘し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「（入札日時及び入札件名）入札書在中」と朱書きして担当者の責により令和7年3月11日(火) 17時00分までに必着となるよう送達すること。この際、送達した旨の連絡を担当者へ行うこと。
- (5) 不調となり再度入札を行う場合については別途日時を指定する。

## 9 入札に関する問い合わせ先

〒901-0142

沖縄県那覇市鏡水679番地

陸上自衛隊那覇駐屯地第430会計隊契約班（担当：上村）

TEL 098-857-1155（内線2404）

FAX 098-857-1167

